

令和 8 年度 夏の定期貯金キャンペーン商品概要説明書

1. 貯金種類	・スーパー定期貯金（単利型）																												
2. 取扱期間	・令和8年6月1日（月）～ 令和8年9月30日（水）																												
3. 販売対象	個人【個人事業主を含む】																												
4. 期間	・定型方式 1年 ※預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。																												
5. 募集総額	300億円（※募集総額に到達次第、取扱を終了させていただきます。） 各地区本部の内訳は下記のとおりです。 <table><tr><td>宮崎中央地区本部</td><td>7,654 百万円</td><td>綾町地区本部</td><td>282 百万円</td></tr><tr><td>はまゆう地区本部</td><td>2,060 百万円</td><td>串間市大東地区本部</td><td>226 百万円</td></tr><tr><td>都城地区本部</td><td>4,346 百万円</td><td>こばやし地区本部</td><td>1,802 百万円</td></tr><tr><td>えびの市地区本部</td><td>1,031 百万円</td><td>児湯地区本部</td><td>1,327 百万円</td></tr><tr><td>尾鈴地区本部</td><td>1,177 百万円</td><td>西都地区本部</td><td>1,898 百万円</td></tr><tr><td>延岡地区本部</td><td>4,028 百万円</td><td>日向地区本部</td><td>2,875 百万円</td></tr><tr><td>高千穂地区本部</td><td>1,294 百万円</td><td></td><td></td></tr></table>	宮崎中央地区本部	7,654 百万円	綾町地区本部	282 百万円	はまゆう地区本部	2,060 百万円	串間市大東地区本部	226 百万円	都城地区本部	4,346 百万円	こばやし地区本部	1,802 百万円	えびの市地区本部	1,031 百万円	児湯地区本部	1,327 百万円	尾鈴地区本部	1,177 百万円	西都地区本部	1,898 百万円	延岡地区本部	4,028 百万円	日向地区本部	2,875 百万円	高千穂地区本部	1,294 百万円		
宮崎中央地区本部	7,654 百万円	綾町地区本部	282 百万円																										
はまゆう地区本部	2,060 百万円	串間市大東地区本部	226 百万円																										
都城地区本部	4,346 百万円	こばやし地区本部	1,802 百万円																										
えびの市地区本部	1,031 百万円	児湯地区本部	1,327 百万円																										
尾鈴地区本部	1,177 百万円	西都地区本部	1,898 百万円																										
延岡地区本部	4,028 百万円	日向地区本部	2,875 百万円																										
高千穂地区本部	1,294 百万円																												
6. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・店頭からの一括預け入れに限ります。 ※ATM、JAバンクアプリプラス(ネットバンク)は対象外となります。 ・10万円以上9,999,999円以内 ※新規資金または20%以上の増額書替を対象とします。 ・1円単位																												
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																												
8. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	・0.65%を初回満期日まで適用いたします。 なお、自動継続の場合には、スーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までは、国税に復興特別所得税の0.315%が加算されます。 ・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。																												
9. 手数料	—																												

10. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.25% を上乗せした利率) ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。
11. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。ただし、その利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき、普通貯金利率が適用されます。 ① 6 ヶ月未満 … 解約日の普通貯金利率 ② 6 ヶ月以上 1 年未満 … 約定利率 × 50%
12. 抽 選 (1) 懸賞品の内容 (2) 抽選日・抽選場 所 (3) 抽選権 (4) 当選発表 (5) 中途解約	・農産物加工品セット (3,000 円相当) …… 800 本 ・令和 8 年 11 月に J A みやざき本店にて行います。 ・預入口数、金額によらず、1 人 1 口の抽選権を付与します。 ・抽選券は発行いたしません。 ・商品の発送をもって当選発表に代えさせていただきます。 ・やむを得ず抽選基準日 (令和 8 年 10 月 31 日) 以前に中途解約される場合は、抽選権はなくなります。
13. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は、当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
14. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 各支店または本店金融統括部 (電話 : 0985-31-2652) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話 : 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。)
15. その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

(2026 年 9 月 1 日現在)